

# 令和元年第1回定例会6月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課  
総務局財務室

## 議 案 目 録

- 議案第 5 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定  
のこと
- 〃 第 6 号 明石市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す  
る条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市墓園条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定  
のこと
- 〃 第 11 号 明石市下水道条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 明石市水道条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 13 号 明石市火災予防条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 14 号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第1号）
- 〃 第 15 号 令和元年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第1  
号）
- 〃 第 16 号 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請  
負契約のこと
- 〃 第 17 号 明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工  
事請負契約のこと
- 〃 第 18 号 訴えの提起のこと
- 報告第 4 号 訴えの提起専決処分につき報告のこと
- 〃 第 5 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 6 号 平成30年度明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書  
報告のこと
- 〃 第 7 号 平成30年度明石市水道事業会計予算繰越計算書報告の  
こと
- 〃 第 8 号 平成30年度明石市下水道事業会計予算繰越計算書報告  
のこと
- 〃 第 9 号 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（201  
9年度事業計画）報告のこと

議案第 5 号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定  
のこと

1 要 旨

市長の附属機関として、新たに明石市ハラスメント防止委員会を設置しようとするもの。

2 内 容

特別職の職員によるハラスメント事案等に係る必要な事項の調査審議を行う明石市ハラスメント防止委員会を設置する。

3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

第8次地方分権一括法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、災害援護資金の貸付条件である貸付利率及び保証人の要否を市町村が独自に定めることができるようになったことから、当該貸付条件を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 災害援護資金の貸付条件の緩和

災害援護資金の貸付条件を次のとおり改正する。

	現 行	改 正
貸付利率	年3パーセント	無利子
保証人	必要	不要

## (2) その他所要の整備

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

基礎賦課限度額の引上げを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 基礎賦課限度額の引上げ

(現行) 54万円

(改正) 58万円

## (2) 軽減判定所得の基準の緩和

## ア 5割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行)  $33万円 + 27.5万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正)  $33万円 + 28万円 \times (\text{被保険者数})$

## イ 2割減額措置に係る軽減判定所得基準

(現行)  $33万円 + 50万円 \times (\text{被保険者数})$

(改正)  $33万円 + 51万円 \times (\text{被保険者数})$

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、葬祭式場使用料等を引き上げようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 葬祭式場使用料の改正

区分			使用料	
			現行	改正
第 1 式場	市民	24 時間以内	432,000 円	440,000 円
		24 時間を超える 1 時間	2,100 円	同左
	市民 以外	24 時間以内	648,000 円	660,000 円
		24 時間を超える 1 時間	3,100 円	同左
第 1 式場(間仕切 を利用した一部 使用の場合)	市民	24 時間以内	288,000 円	293,300 円
		24 時間を超える 1 時間	2,100 円	同左
	市民 以外	24 時間以内	432,000 円	440,000 円
		24 時間を超える 1 時間	3,100 円	同左
第 2 式場	市民	24 時間以内	288,000 円	293,300 円
		24 時間を超える 1 時間	2,100 円	同左
	市民 以外	24 時間以内	432,000 円	440,000 円
		24 時間を超える 1 時間	3,100 円	同左
第 3 式場	市民	24 時間以内	114,000 円	116,100 円
		24 時間を超える 1 時間	2,100 円	同左
	市民 以外	24 時間以内	171,000 円	174,200 円
		24 時間を超える 1 時間	3,100 円	同左

第4式場	市民	24時間以内	30,900円	31,400円
		24時間を超える1時間	1,000円	同左
	市民以外	24時間以内	102,900円	104,800円
		24時間を超える1時間	2,100円	同左
第3式場又は第1食事室を初七日法要のために使用する場合	市民	1時間につき	2,100円	同左
	市民以外		3,100円	
霊安室	市民	1室24時間につき	3,100円	同左
	市民以外		5,100円	5,200円

(2) 霊きゅう自動車使用料の改正

運行距離	自動車の種類	使用料	
		現行	改正
10kmまで	霊きゅう用特別自動車	20,600円	21,000円
	霊きゅう用普通自動車	14,500円	14,800円
20kmまで	霊きゅう用特別自動車	25,600円	26,100円
	霊きゅう用普通自動車	18,000円	18,300円
30kmまで	霊きゅう用特別自動車	30,700円	31,200円
	霊きゅう用普通自動車	21,600円	22,000円
40kmまで	霊きゅう用特別自動車	35,700円	36,400円
	霊きゅう用普通自動車	25,100円	25,600円
50kmまで	霊きゅう用特別自動車	40,700円	41,500円
	霊きゅう用普通自動車	28,600円	29,100円

3 施行期日

令和元年10月1日

## 1 要 旨

消費税法等の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、合葬式墓地の使用料を引き上げようとするもの。

## 2 内 容

合葬式墓地の使用料を次のとおり改正する。

施設	単位	使用料	
		現行	改正
合葬室	1 体につき	54,000円	55,000 円
個別安置室	1 体、10年につき	54,000円	55,000 円
記名板	1 枚につき	32,400円	33,000 円

## 3 施行期日

令和元年10月1日

## 1 要 旨

消費税法の改正により、消費税の軽減税率制度（以下「軽減税率制度」という。）が実施されることから、消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、消費税及び地方消費税の税率の改正に対応できるよう、使用料を外税表示に改めようとするもの。

## 2 内 容

(1) 軽減税率制度が実施され、卸売市場で扱う商品に軽減税率制度の対象となる商品と対象とならない商品が混在することとなるため、消費税相当額の規定の仕方を、消費税法等に定める税率に連動する形に改める。

（買受代金の場合）

（現行）買い受けた額に 100 分の 108 を乗じて得た額

（改正）買い受けた額に 消費税相当額（消費税法等に定める税率により  
計算した額）を加えた額

(2) 使用料を外税表示に改める。

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

消費税及び地方消費税の税率の改正に対応できるよう、公共下水道使用料等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直そうとするもの。

## 2 内 容

公共下水道使用料及び公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に設ける電線等の占用料に係る消費税相当額の規定の仕方を、消費税法及び地方税法に定める税率に連動する形に改める。

(公共下水道使用料の場合)

(現行) 料金表から算定された額に 100 分の 108 を乗じて得た額

(改正) 料金表から算定された額に 消費税相当額 (消費税法及び地方税法に定める税率により計算した額) を加えた額

## 3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

消費税及び地方消費税の税率の改正に対応できるよう、水道料金等に係る消費税相当額の規定の仕方を見直すほか、水道法の一部改正により新たに創設された事務等に係る手数料を新設しようとするもの。

## 2 内 容

(1) 水道料金及び分担金に係る消費税相当額の規定の仕方を、消費税法及び地方税法に定める税率に連動する形に改める。

(水道料金の場合)

(現行) 基本料金と従量料金の合計額に 100分の108 を乗じて得た額

(改正) 基本料金と従量料金の合計額に 消費税相当額(消費税法及び地方税法に定める税率により計算した額) を加えた額

(2) 水道法の一部改正により新たに創設された指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請に対する審査に係る手数料等を新設する。

## 3 施行期日

公布の日。ただし、2の(2)は令和元年10月1日

## 1 要 旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 手数料の改定

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料の金額を引き上げる。

## (2) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、2の(2)は令和元年7月1日又は公布の日

今回の補正は、歳出で、消費税率等の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和することを目的としたプレミアム付商品券事業費、（仮称）関西こども研修センターに係る研修等運営経費などを追加するとともに、歳入で、国庫支出金及び市債を追加するもの。

〔 補正額 492,844 千円 補正後 112,371,735 千円 〕

## 歳 入

国庫支出金	487,844 千円	総務費国庫補助金	5,000 千円
		民生費国庫補助金	52,044 千円
		商工費国庫補助金	430,800 千円
市 債	5,000 千円	総 務 債	5,000 千円

## 歳 出

投資的経費	10,000 千円	ユニバーサルデザインの まちづくり事業費	10,000 千円
補助費等	482,844 千円	プレミアム付商品券事業費	430,800 千円
		（仮称）関西こども研修 センター整備事業費	52,044 千円

議案第 1 5 号

令和元年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

今回の補正は、歳出で国県負担金等の精算に伴う償還金を追加するとともに、歳入では前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 332,000 千円 補正後 24,492,097 千円 〕

歳 入

繰 越 金 332,000 千円 前年度繰越金

歳 出

償 還 金 332,000 千円 国県負担金等  
精算金償還事業

議案第 16 号

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
焼却施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	灰押出し装置保守、バグフィルタ保守、排ガス処理用空気圧縮機保守、蒸気タービン保守、データログシステム取替、中央監視装置取替、自動制御盤シーケンサユニット取替

2 請負金額 金 333,720,000円

3 相手方 大阪市北区中之島2丁目3番33号  
住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店  
支店長 菊池清友

(参考)

工事期限 令和2年3月10日

議案第 17 号

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

1 工事概要

種 別	内 容	備 考
破砕選別施設プラント 設備保全工事	保全工事一式	ごみクレーン保守、破袋・ 集袋機保守、コンベア保守、 びん自動選別機保守、鉄類 圧縮装置保守、アルミ類圧 縮装置保守、高圧コンデン サ盤取替

2 請負金額 金 183,600,000円

3 相手方 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号  
川崎重工業株式会社 神戸工場  
神戸工場事務所長 奥谷能久

(参考)

工事期限 令和2年3月10日

1 要 旨

売買代金等請求に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

(1) 相 手 方

たつの市揖保川町正條379番地

株式会社イボキン

代表取締役 高 橋 克 実

(2) 請求の要旨

リサイクル資源（アルミ成形品）売買契約に基づき売却したアルミ成形品の売買代金を支払わない相手方に対し、売買代金1,871,424円及び売買代金に対する平成31年2月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるもの。

## 1 請求の要旨

市営住宅の家賃を長期間滞納する相手方に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃、遅延損害金及び明渡し済みまでの間の損害賠償金の支払いを求めるもの。

## 2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	滞納家賃（円）	専決処分日
明石市在住の個人	市営大窪南住宅	47,700	令和元年 5月13日

## 1 要 旨

交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年5月17日専決処分したので、報告するもの。

## 2 内 容

- (1) 損害賠償額 金 91,327円
- (2) 相手方 明石市在住の個人
- (3) 事故の内容 平成31年4月5日明石市大久保町松陰441番地の7地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、市民生活局環境室収集事業課の職員が運転するごみ収集車が直進中、左方から走行してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき明石市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を報告するもの。

単位：千円

事業名	金額 (繰越限度額)	繰越額
1 北庁舎（旧保健センター）維持管理事業	30,000	24,770
2 市民会館施設整備事業	16,000	8,290
3 公立保育所整備事業	37,000	31,688
4 障害者等歯科診療所運営事業	15,000	14,975
5 保健所施設維持管理事業	3,000	497
6 プレミアム付商品券事業	24,000	23,911
7 土木総務一般事務事業	25,000	20,390
8 明石港再整備事業	4,000	3,240
9 道路新設改良事業	114,000	79,800
10 交通安全施設整備事業	386,000	335,600
11 鳥羽新田土地区画整理事業	21,000	20,412
12 大久保駅前土地区画整理事業	265,000	235,130
13 公園維持管理事業	14,000	14,000
14 (仮称)17号池公園整備事業	135,000	135,000
15 都市公園安全・安心対策事業	41,000	41,000
16 市営住宅整備事業	72,000	63,500
17 小学校施設整備事業	614,300	613,400
18 中学校施設整備事業	82,300	82,200
19 幼稚園施設整備事業	29,500	29,500
合 計	1,928,100	1,777,303

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき明石市水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

## 建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	第3次整備事業費	66,770,000
		老朽管整備事業費	398,066,000
		建設改良事業費	165,449,000
合 計			630,285,000

## 事故繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	45,346,000
		配水及び給水費	26,477,000
		受託工事費	7,310,000
資本的支出	建設改良費	第3次整備事業費	47,304,000
合 計			126,437,000

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき明石市下水道事業会計予算繰越計算書を報告するもの。

## 建設改良費繰越額

単位：円

款	項	事業名	繰越額
資本的支出	建設改良費	管渠整備費	370,367,000
		ポンプ場整備費	104,000,000
		処理場整備費	921,780,000
合 計			1,396,147,000

報告第 9 号

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2019年度事業計画）報告のこと

地方独立行政法人明石市立市民病院の2019年度の事業計画書を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの。